

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

（１）制度における市町村の役割

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために定める基本的な指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画において次の5項目を定め、総合的・計画的に行うこととされており、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図っていきます。

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

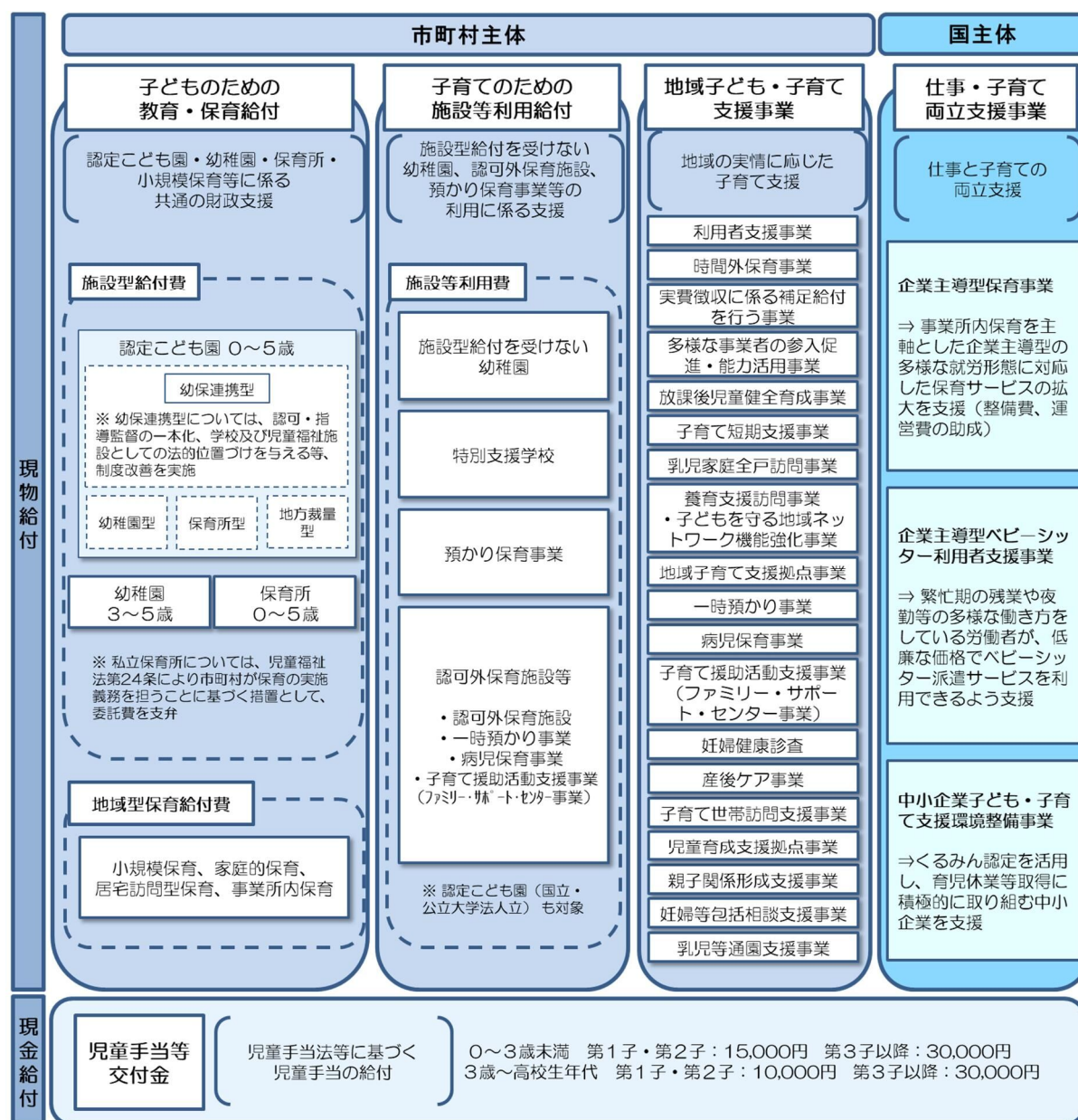
（２）給付・支援事業

子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育の提供（給付）や子育て支援に関する事業として、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」が定められています。

このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により創設された給付事業です。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を保証するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としており、3歳から就学前までの児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の教育・保育にかかる基本的な利用料（保育料）を対象に、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」による給付事業として実施されています。制度に関連する給付・支援事業の全体像は次のとおりです。



国が示す子ども・子育て支援新制度の全体像



ア 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、認定こども園・幼稚園・認可保育所の「特定教育・保育施設」や、小規模保育事業等の「特定地域型保育事業」において、市町村から認定を受けた児童の教育・保育の提供に要する費用に関する給付で、次の2つに分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。施設型給付の対象施設を「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4つです。地域型保育給付の対象事業を「特定地域型保育事業」といいます。

施設・事業		概要
特定教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設等利用給付を受ける園を除く）
	認可保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設で、知事等の許可を受けた児童福祉施設
特定地域型保育事業	小規模保育事業	市町村の認可を受けた事業者が、少人数（定員6～19人）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	家庭的保育事業	市町村の認可を受けた保育士資格等のある保育者（家庭的保育者）の居宅等で、少人数（定員5人まで）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業や病院等の事業所が、従業員や職員を対象に、職場内や職場の近くに設置した市町村の認可基準を満たす事業 ※地域の保育を必要とする子どもの受入れも実施
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

イ 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付は、市町村からの認定を受けた利用者が、子育てのための施設等利用給付の対象として市町村の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用した際にかかる保育料を対象とした給付です。

施設・事業		概要
特定子ども・子育て支援施設等	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設型給付を受ける園を除く）
	特別支援学校の幼稚部	学校教育法に基づく特別支援学校に設置された幼稚園
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく届出を行い、都道府県の指導監督基準を満たす保育施設（藤沢型認定保育施設・幼児教育施設等を含む）
	預かり保育事業	幼稚園において、開園日の教育時間前後や長期休業日に、在園児童を預かる事業
	一時預かり事業	保護者が就労している場合や緊急の用事が生じたときリフレッシュしたいときなどに、認可保育所において、一時的に保育する事業
	病児・病後児保育事業	児童が病気やその回復期で集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合、病院・保育所等において児童を一時的に保育する事業
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行うことができる人が会員組織を構成し、預かり等を行う事業

ウ 保育の必要性の認定

教育・保育施設及び事業等の利用にあたっては、保育の必要性の有無に応じた給付認定を市町村から受ける必要があります。

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無、利用施設・事業の種別等に応じた区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して認定します。

(ア) 給付認定区分

■ 特定教育・保育給付認定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	-	-
	あり	3号認定（保育標準時間認定） 3号認定（保育短時間認定）	認定こども園（保育利用）、認可保育所 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園（教育利用）、 幼稚園（施設型給付を受ける園）
	あり	2号認定（保育標準時間認定） 2号認定（保育短時間認定）	認定こども園（保育利用）、認可保育所

※保育の必要性がある場合には、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分によって認定。

■ 施設等利用給付

特定子ども・子育て支援施設等の利用にあたり、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、給付対象であることの認定を受ける必要があります。

クラス	保育の必要性	認定区分	特定子ども・子育て支援施設等 （利用できる主な施設及び事業）
0～2歳	なし	新1号認定	幼稚園（施設等利用給付を受ける園）
	あり（住民税非課税世帯のみ）	新3号認定	認可外保育施設、幼稚園・特別支援学校幼稚部の 預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業
3～5歳	なし	新1号認定	幼稚園（施設等利用給付を受ける園）、特別支援学校の幼稚部
	あり	新2号認定	認可外保育施設、幼稚園・特別支援学校幼稚部の 預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業

※クラスの年齢については4月1日時点

(イ) 保育の必要性の事由について

「保育の必要性」が認められる事由については、次のとおりです。

保護者の状況	保育を必要とする事由
就労	月 64 時間（実働）以上、就労することが常態となっている場合
妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合
保護者の疾病	病気やけがをしている場合
保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合
親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に、月 64 時間（休憩時間・通学時間を除く）以上就学することが常態となっている場合
対象園児のきょうだいの 育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
その他	その他市長が必要と認める場合

※2024 年（令和 6 年）10 月時点

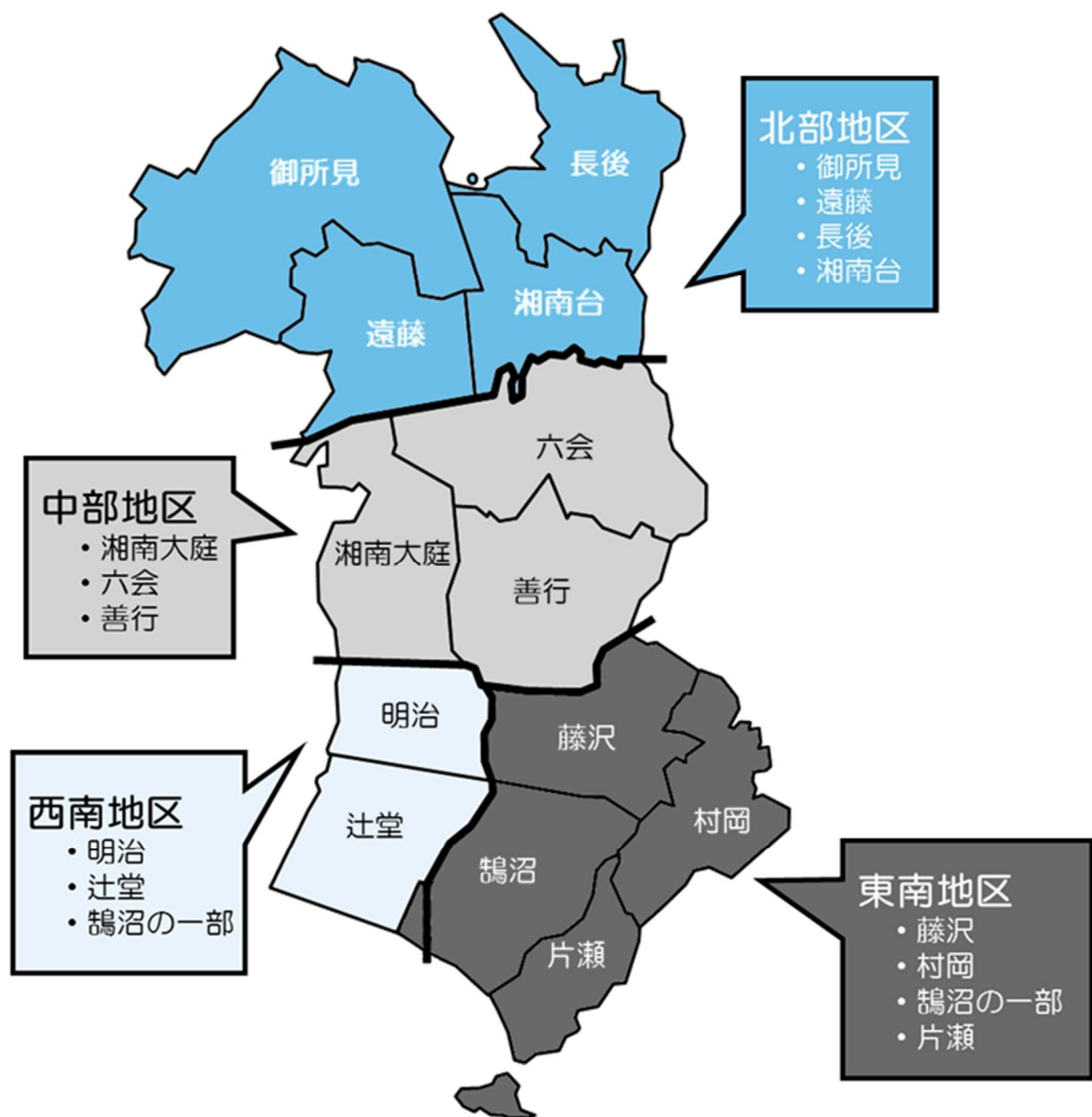


2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが求められています。

本計画では、これまでの計画における考え方を踏襲し、教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分し、地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域に基づいて、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行います。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は次のとおりです。

（１）量の見込みと確保方策

【確保方策の考え方】

●認定こども園（教育利用）・幼稚園

教育利用に関するニーズに対し、市内に設置された認定こども園及び幼稚園において対応することを想定しています。

●認定こども園（保育利用）・認可保育所・地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、低年齢の受入れに配慮した定員構成の認可保育所等の新設や、既存施設の定員拡大などを検討します。認定こども園については、移行における課題や各施設の個別事情等に留意する中で、移行に向けた支援を進めます。

また、認可外保育施設に係る地方単独認証保育施設として、引き続き、藤沢型認定保育施設事業を実施するとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用など、保育の受皿確保を図ります。

具体的な量の見込みと確保の内容は、次ページから記載します。

（２）３号認定子どもの保育提供率の目標値

３号認定子ども（満３歳未満）の計画期間中の保育提供率（各年度の人口推計における満３歳未満の子どもの数の全体に占める３号認定の利用定員数の割合）の目標値は次のとおりです。

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
目標値	45.0%	46.1%	46.5%	47.1%	47.8%

ア 市全域

(単位：人)

2025 年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,985	301	4,947	545	1,423	1,601	12,802
		4,286					
確保の内容 ②		6,791	5,186	836	1,523	1,760	16,096
特定教育・保育施設		1,744	4,922	724	1,224	1,444	10,058
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,047	—	—	—	—	5,047
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		2,505	239	291	100	159	3,294

(単位：人)

2026 年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,786	303	4,924	552	1,440	1,586	12,591
		4,089					
確保の内容 ②		6,771	5,255	845	1,545	1,790	16,206
特定教育・保育施設		1,724	4,991	733	1,246	1,474	10,168
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,047	—	—	—	—	5,047
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		2,682	331	293	105	204	3,615

(単位：人)

2027 年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	3,602	300	4,921	551	1,455	1,604	12,433
		3,902					
確保の内容 ②		6,751	5,255	845	1,545	1,790	16,186
特定教育・保育施設		1,930	4,991	733	1,246	1,474	10,374
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,821	—	—	—	—	4,821
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		2,849	334	294	90	186	3,753

(単位：人)

2028 年度 (令和 10 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	3,410	301	4,893	568	1,470	1,621	12,263
		3,711					
確保の内容 ②		6,731	5,255	845	1,545	1,790	16,166
特定教育・保育施設		2,205	4,991	733	1,246	1,474	10,649
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,526	—	—	—	—	4,526
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		3,020	362	277	75	169	3,903

(単位：人)

2029 年度 (令和 11 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	3,253	304	4,912	574	1,497	1,635	12,175
		3,557					
確保の内容 ②		6,711	5,255	845	1,545	1,790	16,146
特定教育・保育施設		2,705	4,991	733	1,246	1,474	11,149
施設等利用給付を受ける幼稚園		4,006	—	—	—	—	4,006
特定地域型保育事業	—		0	67	174	172	413
藤沢型認定保育施設	—		205	21	51	76	353
企業主導型保育事業	—		59	24	65	68	216
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		3,154	343	271	48	155	3,971



イ 東南地区

(単位：人)

2025 年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一五の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,379	121	2,083	219	598	625	5,025
		1,500					
確保の内容 ②		2,136	2,080	345	640	731	5,932
特定教育・保育施設		430	2,014	292	515	604	3,855
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		636	△3	126	42	106	907

(単位：人)

2026 年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一五の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,286	123	2,031	219	608	655	4,922
		1,409					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		727	19	126	32	76	980

(単位：人)

2027 年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一五の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,244	125	2,047	219	617	665	4,917
		1,369					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		767	3	126	23	66	985

(単位：人)

2028 年度 (令和 10 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	1,171	123	2,006	219	626	676	4,821
		1,294					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		842	44	126	14	55	1,081

(単位：人)

2029 年度 (令和 11 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	1,143	130	2,046	219	635	686	4,859
		1,273					
確保の内容 ②		2,136	2,050	345	640	731	5,902
特定教育・保育施設		430	1,984	292	515	604	3,825
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,706	—	—	—	—	1,706
特定地域型保育事業	—		0	26	68	70	164
藤沢型認定保育施設	—		19	10	22	19	70
企業主導型保育事業	—		47	17	35	38	137
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		863	4	126	5	45	1,043



ウ 西南地区

(単位：人)

2025 年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	642	66	982	111	291	361	2,453
		708					
確保の内容 ②		1,150	1,150	184	329	392	3,205
特定教育・保育施設		0	982	153	249	283	1,667
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		442	168	73	38	31	752

(単位：人)

2026 年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	603	67	989	111	294	368	2,432
		670					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		480	215	79	47	42	863

(単位：人)

2027 年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	570	66	997	111	296	378	2,418
		636					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		514	207	79	45	32	877

(単位：人)

2028 年度 (令和 10 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	550	69	1,029	111	299	386	2,444
		619					
確保の内容 ②		1,150	1,204	190	341	410	3,295
特定教育・保育施設		0	1,036	159	261	301	1,757
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,150	—	—	—	—	1,150
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		531	175	79	42	24	851

(単位：人)

2029 年度 (令和 11 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	524	69	1,043	111	301	395	2,443
		593					
確保の内容 ②		1,130	1,204	190	341	410	3,275
特定教育・保育施設		500	1,036	159	261	301	2,257
施設等利用給付を受ける幼稚園		630	—	—	—	—	630
特定地域型保育事業	—		0	21	50	54	125
藤沢型認定保育施設	—		168	6	16	43	233
企業主導型保育事業	—		0	4	14	12	30
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		537	161	79	40	15	832



エ 中部地区

(単位：人)

2025 年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	797	59	879	66	223	253	2,277
		856					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—		0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		1,129	63	63	12	26	1,293

(単位：人)

2026 年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	762	59	885	64	222	238	2,230
		821					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—		0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		1,164	57	65	13	41	1,340

(単位：人)

2027 年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一 の 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	717	56	873	55	221	238	2,160
		773					
確保の内容 ②		1,985	942	129	235	279	3,570
特定教育・保育施設		370	942	123	207	260	1,902
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,615	—	—	—	—	1,615
特定地域型保育事業	—		0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		1,212	69	74	14	41	1,410

(単位：人)

2028 年度 (令和 10 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	682	56	872	65	220	237	2,132
		738					
確保の内容 ②		1,965	942	129	235	279	3,550
特定教育・保育施設		645	942	123	207	260	2,177
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,320	—	—	—	—	1,320
特定地域型保育事業	—		0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		1,227	70	64	15	42	1,418

(単位：人)

2029 年度 (令和 11 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	645	55	864	63	232	235	2,094
		700					
確保の内容 ②		1,965	942	129	235	279	3,550
特定教育・保育施設		645	942	123	207	260	2,177
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,320	—	—	—	—	1,320
特定地域型保育事業	—		0	6	16	16	38
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	0	3	3	6
上記以外		0	—	—	9	0	9
②－①		1,265	78	66	3	44	1,456



才 北部地区

(単位：人)

2025 年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,167	55	1,003	149	311	362	3,047
		1,222					
確保の内容 ②		1,520	1,014	178	319	358	3,389
特定教育・保育施設		944	984	156	253	297	2,634
施設等利用給付を受ける幼稚園		576	—	—	—	—	576
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		298	11	29	8	△4	342

(単位：人)

2026 年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,135	54	1,019	158	316	325	3,007
		1,189					
確保の内容 ②		1,500	1,059	181	329	370	3,439
特定教育・保育施設		924	1,029	159	263	309	2,684
施設等利用給付を受ける幼稚園		576	—	—	—	—	576
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		311	40	23	13	45	432

(単位：人)

2027 年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0歳	1歳	2歳	
量の見込み ①	1,071	53	1,004	166	321	323	2,938
		1,124					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		356	55	15	8	47	481

(単位：人)

2028 年度 (令和 10 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	1,007	53	986	173	325	322	2,866
		1,060					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		420	73	8	4	48	553

(単位：人)

2029 年度 (令和 11 年度)	1 号	2 号		3 号			計
		教育二一スの 強い子ども	左記以外	0 歳	1 歳	2 歳	
量の見込み ①	941	50	959	181	329	319	2,779
		991					
確保の内容 ②		1,480	1,059	181	329	370	3,419
特定教育・保育施設		1,130	1,029	159	263	309	2,890
施設等利用給付を受ける幼稚園		350	—	—	—	—	350
特定地域型保育事業	—		0	14	40	32	86
藤沢型認定保育施設	—		18	5	13	14	50
企業主導型保育事業	—		12	3	13	15	43
上記以外		0	—	—	0	0	0
②－①		489	100	0	0	51	640



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業はすべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

国の呼称	本市における事業名
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業
(2) 時間外保育事業	延長保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
(4) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～
(6) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業、つどいの広場事業
(7) 一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園が実施する預かり保育事業） 一時預かり事業（幼稚園以外が実施する一時預かり事業）
(8) 病児保育事業	病児・病後児保育事業
(9) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
(10) 妊婦健康診査	妊婦健康診査
(11) 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(12) 子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業
(13) 親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業
(14) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業
(15) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度
(16) 産後ケア事業	産後ケア事業
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※ (17) 及び (18) の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容は次のとおりです。

（１）利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型）

保育課の窓口において、保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供を行うとともに、子育て支援センター3か所での出張相談を行います。

- ・母子保健と児童福祉が一体となった相談支援（こども家庭センター型）

従来の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉部門）が一体的に相談支援を行い、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。

【確保方策の考え方】

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型）

保護者に寄り添う支援として、保育コンシェルジュによる相談や情報提供を引き続き行うとともに、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可外保育施設等の情報提供、また、認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実させていきます。

- ・母子保健と児童福祉が一体となった相談支援（こども家庭センター型）

こども家庭センターとして、関係機関と連携し、相談業務や家庭支援事業を実施しながら、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもが安心した生活を送ることや、ウェルビーイングの実現に向けて、支援の充実を図ります。

（単位：か所）

	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
量の見込み ①	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保の内容 ②	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0



（２）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所等を利用する子どもについて、通常の利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園、認可保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズへの対応を図るため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育事業（延長保育事業）の充実に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み ①	6,305	6,525	6,727	6,973	7,213
確保の内容 ②	8,727	8,697	8,697	8,697	8,697
②－①	2,422	2,172	1,970	1,724	1,484

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により放課後や長期休暇時に不在となる家庭等の児童の健全育成と、保護者の就労支援、子育て支援を図るため、児童に居場所・生活の場を提供する事業です。

【確保方策の考え方】

2024 年度（令和 6 年度）現在の待機児童が発生している学区、児童推計等を参考に、児童クラブの整備が必要な学区を検討のうえ、計画的な整備に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み ①	4,781	4,823	4,855	4,885	4,863
1 年生	1,484	1,500	1,471	1,488	1,451
2 年生	1,274	1,284	1,311	1,288	1,304
3 年生	977	970	987	1,007	990
4 年生	602	610	611	620	631
5 年生	286	294	303	305	310
6 年生	158	165	172	177	177
確保の内容 ②	4,434	4,641	4,761	4,881	4,881
②－①	△347	△182	△94	△4	18

【放課後児童クラブ整備の考え方】

量の見込みと確保方策に基づき、2029年度（令和11年度）までに条例基準に適合した施設となるよう、小学校区ごとに計画的に整備を進めていきます。

2029年度（令和11年度）の量の見込みでは、4,863人としています。この見込みは、児童クラブの整備に捉われず、様々な子どもの居場所を提供することを前提として算出したものです。2029年度（令和11年度）までに、計画上5か年で7クラブを整備し、待機児童を解消していきます。

なお、整備にあたっては、小学校区ごとの待機児童数、児童推計等を勘案し、年度ごとに整備優先校区を決定します。

（単位：か所）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
放課後児童クラブ	82	85	87	89	89

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間（連続7日、1か月10日まで）子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

現在実施している体制で、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら事業を実施していきます。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
量の見込み ①	415	441	468	497	528
確保の内容 ②	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
②－①	1,191	1,165	1,138	1,109	1,078



（５）乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～）

【事業概要】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安全・安心な子育てのために必要な情報提供や様々な支援に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の専門資格を持つ訪問員が訪問を行い、乳児と保護者の健康への配慮と、その時期の子育てで起こりうる課題への対応ができるよう、他職種・他機関と連携し、必要な支援につなぎます。

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み	2,850	2,800	2,750	2,750	2,700
確保の内容 (実施体制)	実施体制：保健師等の専門職 実施機関：親子すこやか課（南・北保健センター）				

（６）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいの広場事業）

【事業概要】

子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供など子育て家庭への支援を行う事業です。拠点から離れている地域においては、子育てアドバイザー等が出向き、巡回子育てひろば等を実施しています。

【確保方策の考え方】

2024 年（令和 6 年）現在実施している施設において、計画期間中の見込み量を確保できているため、今後もこの体制を維持しながら地域における子育て支援の充実を図ります。

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み（人回）	102,435	101,539	100,576	99,456	97,877
確保の内容（か所）	38	38	38	38	38

(7) 一時預かり事業

ア 幼稚園が実施する預かり保育事業

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業（就労等の理由により、定期的に利用するものを含む）です。

【確保方策の考え方】

対象児童数の減少が見込まれるものの、保育需要の高まりにより引き続き、一時預かり事業（幼稚園型）や預かり保育事業の高需要の維持が見込まれます。

今後も、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、安定的な事業の実施に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日）

	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
量の見込み ①	169,260	169,260	169,260	169,260	169,260
1号認定による利用	42,315	42,315	42,315	42,315	42,315
2号認定による利用	126,945	126,945	126,945	126,945	126,945
確保の内容 ②	169,260	169,260	169,260	169,260	169,260
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	42,315	41,943	47,235	54,294	67,070
上記以外 ^{※1}	126,945	127,317	122,025	114,966	102,190
②－①	0	0	0	0	0

※1 私学助成を受ける幼稚園で実施される預かり保育。

イ 幼稚園以外が実施する一時預かり事業

【事業概要】

・一時預かり事業（幼稚園以外）

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認可保育所において、必要な保育を行う事業です。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人を行うことができる人が会員組織を構成し、保育所等への送迎や預かり等を行う事業です。

・トワイライトステイ事業

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、夕方から夜にかけて短期間、子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き、認可保育所における一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、実施施設の増設についても検討を進めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業については、現在の提供体制を維持しながら実施していきます。

（単位：人日）

	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
量の見込み ①	35,546	35,073	34,551	34,288	34,016
確保の内容 ②	55,938	55,938	55,938	55,938	55,938
一時預かり事業 （幼稚園以外）	49,044	49,044	49,044	49,044	49,044
ファミリー・サポート ・センター事業 （病児・病後児以外）	4,580	4,580	4,580	4,580	4,580
トワイライトステイ事業	2,314	2,314	2,314	2,314	2,314
②－①	20,392	20,865	21,387	21,650	21,922

（８）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2024年（令和6年）10月現在、認可保育所4か所と医療機関1か所において、病児・病後児保育事業を実施しています。

今後は、実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備に向けた検討をしていきます。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
量の見込み ①	3,496	3,608	3,710	3,837	3,960
確保の内容 ②	7,017	7,017	7,017	7,017	7,017
病児・病後児保育事業	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912
病児対応型	3,744	3,744	3,744	3,744	3,744
病後児対応型	3,168	3,168	3,168	3,168	3,168
ファミリー・サポート・センター事業 （病児・病後児利用）	105	105	105	105	105
②－①	3,521	3,409	3,307	3,180	3,057

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり））

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と援助を行うことができる人が会員組織を構成し、習い事等への送迎や預かり等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

これまでの利用件数は増加傾向にあります。対象児童数の減少が見込まれるため、現在実施している体制を維持することを目的に、今後も子育ての援助を行うことができる会員（「まかせて会員」及び「どっちも会員」）の確保に努めます。

（単位：人日）

	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
量の見込み ①	4,001	3,965	3,917	3,877	3,853
確保の内容 ②	4,001	4,001	4,001	4,001	4,001
②－①	0	36	84	124	148

（１０）妊婦健康診査

【事業概要】

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

妊娠届出時面談等において、妊娠期に関わる情報提供を行い、適正な時期に健診を受診できるよう周知・啓発に努めます。

（単位：人回）

	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
量の見込み	36,000	35,500	35,000	34,500	34,000
確保の内容 （実施体制）	・実施場所及び実施体制：産科医療機関 ・実施時期：妊娠週数等に応じて実施				

（１１） 養育支援訪問事業

【事業概要】

家庭において児童が適切に養育されるよう、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、支援を行っていきます。

（単位：人）

	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
量の見込み	244	243	243	241	239
確保の内容 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的指導・助言の支援				

（１２） 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、ヤングケアラー等を支援し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、子どもが適切に養育されるよう、ニーズに応えられる支援を行っていきます。

（単位：人）

	2025 年度 (令和7年度)	2026 年度 (令和8年度)	2027 年度 (令和9年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)
量の見込み ①	500	500	500	500	500
確保の内容 ②	500	500	500	500	500
②－①	0	0	0	0	0



(13) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【確保方策の考え方】

子どもの発達相談支援の中で行ってきたペアレントトレーニング及びペアレントプログラムに加え、児童虐待等の相談から、親子の関係性や児童の関わり方に不安を抱えている保護者に合わせた講義、グループワーク、ロールプレイ等を内容とした取組を実施していきます。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	20	20	20	20	20
確保の内容 ②	25	25	25	25	25
②－①	5	5	5	5	5

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠届出時や妊娠中の面談、出産後にはハローベビィ訪問等による面談を実施し、出産や子育てに関する情報提供や相談を行うことで、妊娠・出産・子育て期の孤立や不安の軽減に努め、妊娠期からの切れ目のない相談を実施し、支援の必要な妊婦や産婦を関係機関とつなげます。

【確保方策の考え方】

妊娠・出産・子育て期の情報提供や相談を地域子育て支援拠点と連携して実施し、孤立や不安の軽減に努めるとともに、安心して出産や子育てができるよう支援体制を整備します。

(単位：回)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	5,903	5,831	5,763	5,691	5,616
確保の内容 ②	5,903	5,831	5,763	5,691	5,616
②－①	0	0	0	0	0

（１５）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し支援を強化するため、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間まで時間単位で利用できる制度です。

【確保方策の考え方】

2026年度（令和8年度）からの本格実施に向けて、実施施設の確保に努め、利用状況を踏まえながら、更なる確保を図っていきます。

（単位：人日）

	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
量の見込み ①	6,804	6,618	10,830	26,445	33,150
0歳児	1,062	1,026	1,662	4,035	5,070
1歳児	2,874	2,796	4,632	11,160	14,235
2歳児	2,868	2,796	4,536	11,250	13,845
確保の内容 ②	0	6,864	11,352	26,928	33,528
0歳児	0	1,056	1,848	4,224	5,280
1歳児	0	2,904	4,752	11,352	14,256
2歳児	0	2,904	4,752	11,352	13,992
②－①	△6,804	246	522	483	378

(16) 産後ケア事業

【事業概要】

産後1年未満の産婦とその子どもを対象に、心身のケアや授乳相談などを行い、産後の体調不良や育児の不安を軽減することで、産後も安心して子育てができるよう、育児を支援する事業です。

【確保方策の考え方】

2024年(令和6年)10月現在、市内・市外の医療機関、助産施設等10事業者で実施しています。事業者の増減もあることから、新規事業者の参入に向けて調査等把握に努め、実施体制の確保を行います。

(単位：人日)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み ①	3,095	3,057	3,021	2,983	2,945
確保の内容 ②	3,095	3,095	3,095	3,095	3,095
②－①	0	38	74	112	150

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が、実費として負担する給食費(副食材料費)や教材費、行事参加費等について、低所得世帯の負担軽減を図るため、その費用の一部を助成します。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的な負担を軽減することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。

本市では、2017年度（平成29年度）と2022年度（令和4年度）に私立幼稚園各1園が認定こども園へと移行しており、この移行にあたっては、神奈川県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

現在も施設等利用給付を受ける幼稚園において、認定こども園への移行を検討する施設もあることから、今後も各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けて必要な支援を実施します。

（２）教育・保育施設等と地域型保育との連携

多様な教育・保育ニーズに対応するためには、認可保育所等の教育・保育施設や、小規模保育事業等の地域型保育事業、さらには認可外保育施設や一時預かり事業などの子ども・子育て支援施設等が相互に連携することが重要です。

本市では、教育・保育の提供区域ごとに、地域型保育事業所の卒園後の受皿として、複数の連携施設を確保できるよう、認可保育所との間で協定の締結や、卒園後も円滑に保育の提供ができるよう、施設間の情報共有や連携等の支援を行っています。

また、区域内の保育関連施設との連携や交流、支援などを目的に、教育・保育の提供区域ごとに設置した基幹保育所（公立保育所4園）が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど、保育の質の確保に向けた取組を進めています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や小規模保育事業、子ども・子育て支援施設等の連携に向けた支援の充実を図ります。



6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の通常時間(教育時間)の利用	法定代理受領 （保護者が支払う利用料分を、市が園に対して給付）	年3回
上記以外の利用 （認可外保育施設・幼稚園の預かり保育・一時預かり事業等）	償還払い （保護者が園に支払った利用料分を、市が保護者に対して給付）	年4回

また、過誤請求・支払いを防止するために、給付に関する案内や申請等の手続について、各施設と連携し、円滑な実施に努めます。

（２）特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携していきます。

また、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取り組んでいきます。